

業務指示書

ネパール国ネパール地震復旧・復興プロジェクト【開発計画調査型技術協力】（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課

小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めず、ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：復旧・復興に係る業務全般

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（全体総括／復旧・復興計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：復旧・復興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／復旧・復興1】

- 1) 類似業務の経験：復旧・復興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／耐震建築】

- 1) 類似業務の経験：耐震建築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／復旧・復興事業】

- 1) 類似業務の経験：無償資金協力に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー／QIPs】

- 1) 類似業務の経験：復旧・復興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含まず。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 - ・デジタル地形図の作成経費
 - ・ハザードマップの作成経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.230 円 , US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

全体総括／復旧・復興計画
チームリーダー／復旧・復興1
チームリーダー／耐震建築
チームリーダー／復旧・復興事業
チームリーダー／QIPs

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

30.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月26日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICA ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（J.V構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（J.V構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表

ネパール国ネパール地震復旧・復興プロジェクト【開発計画調査型協力】(ファスト・トラック制度適用案件)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	6.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	3.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配属(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 全体総括/復旧・復興計画	(20.00)	()
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	3.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力: チームリーダー/復旧・復興I	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: チームリーダー/耐震建築	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力: チームリーダー/復旧・復興事業	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力: チームリーダー/QIPs	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
総合評点	[100.00]	

第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項

1. 背景

2015年4月25日、首都カトマンズ北西約77キロ（ゴルカ郡）を震源とするM7.8の地震が発生した。その後の余震の影響もあり、これまでに死者8,631人、負傷者16,808人、全壊家屋約50万戸、半壊家屋約27万戸という、甚大な被害が生じている。ネパール政府は、今般の地震による被害総額が約100億ドル（同国のGDPは192億ドル、2012/2013年）に達する可能性があるとしており、また、アジア開発銀行（以下「ADB」と言う）は同国の2014/2015年度（2014年6月～2015年7月）の実質GDP成長率予測値を0.8%下方修正し3.8%とするなど、同国経済への深刻な影響が見込まれている。

UNやネパール政府等のアセスメントによれば、特に被害の大きく激震地に指定された14郡には、全国に対する人口が20%であるのに対し、今回の震災の死傷者、重大な被害を受けた（heavily damaged）公共施設、個人住宅は90%を超える。また、地滑り箇所はチベット側で発生したものも含め、合計で約3,300か所以上に上り、多くの道路や橋梁が被害を受けており、復旧・復興の足かせとなっている。

係る状況を踏まえ、JICAは2015年4月26日からネパールに調査団を派遣し、復旧・復興支援にかかるニーズ調査や緊急的に対応すべき具体的な案件の発掘のために情報収集を行った。また、2015年5月25日にカトマンズにおいて、日本のこれまでの震災復興経験を提供すると同時に、今後の復興計画作成や具体的な復興事業の事例を紹介するセミナーをネパール政府とJICAの共催により開催した。この中で、2015年3月に仙台市で開催された第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」及び日本政府が発表した「仙台防災協カイニシアティブ」も踏まえ、地震発生直後の応急対応から復旧・復興に入るこの時期にこそ、災害発生前よりも災害に強い社会を構築する契機として「Build Back Better」の考え方（以下「BBBコンセプト」と言う）を反映させた、より災害に強靱な国の復興方針を作る必要性を強調し、ネパール側からも多くの賛同が得られている。

以上のような背景のもと、ネパール政府は復旧・復興に係る技術協力を目的とした要請書を6月5日に日本政府に提出したため、今次調査を実施することとする。

2. 業務の目的

(1) 業務の目的

本協力は、地震災害の緊急復旧・復興プロセスにおいて、日本の災害経験と復興にかかる教訓を参考にしつつ、被災地域の早期復旧・復興、そしてより災害に強い国及び社会の形成について、その一連のプロセスを包括的に支援することを目的として、開発計画調査型技術協力を実施するものである。

なお、本プロジェクトでは人道支援から復旧・復興への移行に至る際に生じる需給ギャップを埋めるべく、優先的な復旧事業については住民参加に配慮してプロジェクト内で早期に実施する（復旧事業の規模によるが、基本的にはJICAが発注することを

想定)とともに、別案件となるプログラム無償資金協力(以下、「プログラム無償」)や有償資金協力による支援につなげていくことを想定する。

そのため、これらにかかる情報収集や、優先的な復旧事業の準備及び実施管理、資金協力案件を迅速に実施するための案件形成や技術的支援(設計や積算)も行うこととする。

(2) 成果

1) 各種計画の策定

- 想定災害の設定(「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」の結果を踏まえた今後想定される地震災害の設定及びリスクアセスメント)
- カトマンズ強靱化計画の策定
- 地方郡復旧・復興に係るランドデザインの策定
- 上記計画・方針策定及び実施に関する組織能力開発

2) 耐震建築・構造物の普及促進

- 耐震住宅/学校等建築物や道路橋梁/ライフライン等都市インフラ構造物(以下「建築・構造物」という)に係る基準の見直しの要否の検討
- 耐震住宅/学校建築に係るガイドライン(以下、「耐震建築ガイドライン」)の作成
- 耐震建築ガイドラインの普及に係る補助制度・メカニズムの検討
- 耐震住宅/学校建築のための人材育成(カリキュラム策定、教材策定、研修実施等を含む)

3) 優先復興事業(プログラム無償)の形成

- 優先復興事業計画の抽出
- 優先復興事業計画の設計及び概算レベル積算

4) 優先緊急復旧事業(QIPs)の形成及び実施

- 優先緊急復旧事業の策定
- 優先緊急復旧事業の実施

業務内容	カトマンズ盆地	シンドパルチョーク	ゴルカ
衛星写真撮影 ¹ (航空写真撮影)	○ (解像度 50cm 程度)	○ (解像度 150cm 程度)	○ (解像度 150cm 程度)
ハザードマップの作成	-	○	○
デジタル地形図の	○	-	-

¹ 衛星写真撮影については激震地に指定されている 14 郡を対象とする。

作成	(縮尺 1/10,000 (一部 1/5,000))		
カトマンズ強靱化 計画の策定	○	-	-
地方郡復旧・復興グ ランドデザインの 策定	-	○	○
建築・構造物の基準 レビュー及びガイ ドラインの作成	○	○	○
補助金メカニズム の検討	○	○	○
耐震住宅/学校建設 に係る人材育成	○	○	○
モデル住宅/学校建 設 (QIPs)	△ (重点は地方)	○ (チョータラ/メラム チ/バラビセ)	○ (バルパック)
QIPs (モデル住宅/ 学校以外)	△ (重点は地方)	○ (チョータラ/メラム チ/バラビセ及びその 周辺を想定)	○ (ゴルカバザール、 及びバルパックを含 む流域圏を想定)
プログラム無償	KB 道路の本格復旧、 過去の無償で被害を 受けた施設の復旧等 を想定	○ (チョータラ/メラム チ/バラビセ及びその 周辺を想定)	○ (ゴルカバザール、 及びバルパックを含 む流域圏を想定)

(3) 相手国関係機関

- 1) 国家計画委員会 (National Planning Commission)
- 2) 都市開発省 (Ministry of Urban Development)
- 3) 連邦・地方開発省 (Ministry of Federal Affairs and Local Development)
- 4) 財務省 (Ministry of Finance)
- 5) 内務省 (Ministry of Home Affairs)
- 6) インフラ・運輸省 (Ministry of Physical Infrastructure and Transport)
- 7) 教育省 (Ministry of Education)
- 8) カトマンズ盆地開発公社 (Kathmandu Valley Development Authority)
- 9) シンドパルチョーク郡及びゴルカ郡政府

3. プロジェクトの対象地域

- (1) カトマンズ盆地（カトマンズ郡、ラリトプール郡、バクタプール郡）
- (2) 地方郡（最大の被害を出したシンドパルチヨーク郡、震央のゴルカ郡）

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、国際約束に基づき実施される開発計画調査型技術協力に関して、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」「6. 業務の内容」に示す内容を実施し、業務の進捗に応じて「7. 成果品」に示す報告書を策定する。
- (2) コンサルタントは本業務を通じて相手国関係機関への技術移転を行う。

5. 業務実施上の留意点

【業務の全体構成に関する事項】

- (1) 本業務で行う緊急開発調査の内容及び復興支援との関係
本業務では緊急支援として以下の業務を実施する。
 - 1) 上記「3. プロジェクトの対象地域」における「強靱化計画²及び復旧・復興のグランドデザイン³」の策定
 - 2) 今後の震災に備えた建築・構造物に係る基準の見直しの要否の検討及び耐震建築ガイドラインの作成・普及並びに同ガイドラインに基づいた再建メカニズムの検討
 - 3) プログラム無償を想定した復旧・復興ニーズに対応したサブプロジェクト形成及び概略設計。
 - 4) 緊急ニーズに対応する復旧・復興事業及びモデル事業の Quick Impact Project（以下、「QIPs」）の計画及び実施。
 - 5) BBB コンセプト、強靱化計画及び復旧・復興グランドデザイン策定方法、強靱化に向けた具体的施策や技術等に関し、OJT やセミナー等により、ネパール政府関係者等の能力開発を促進する。

それぞれの内容に係る概要は以下のとおり。

² レベル感²は日本の国土強靱化

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/kk-honbun-h240603.pdf) 及び神戸市復興計画ガイドライン

(http://www.city.kobe.lg.jp/safety/hanshinawaji/revival/report/img/kobe_fukkouplan_all.pdf) を想定。

³ レベル感³は岩沼市のグランドデザイン (<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/88212.pdf>) を簡略化したもの（具体的には、図はイメージ、文章はコンセプトレベル）。District がグランドデザインを踏まえて復興計画あるいは District Development Plan を策定する想定。

- 1) 「強靱化計画」及び「復旧・復興のランドデザイン」の策定
2年間の復旧期間及び10年間の復興期間という視点に基づき、カトマンズ盆地の強靱化計画及び地方2郡（シンドパルチョーク郡及びゴルカ郡）の復旧・復興のランドデザインを郡政府と共に策定する。また、策定されたランドデザインの District Development Plan への反映方法に関し助言・支援する。
カトマンズ盆地の強靱化計画では、同時並行的に JICA 社会基盤・平和構築部及び有識者の調査結果等を踏まえて観光/歴史/文化遺産の修復の方向性についても検討し、JICA とよく協議して今後の支援の方向性について提案する。
- 2) 今後の震災に備えた建築・構造物に係る基準の見直しの要否の検討及びガイドラインの作成・普及並びに同ガイドラインに基づいた再建メカニズムの検討
将来の更なる震災に備え、建築・構造物に係る基準をレビューし、見直しの要否を検討する。また、耐震建築ガイドラインを作成する。同ガイドラインに基づいた住宅/学校の建設が効果的に各地域に広がるよう、既存の再建メカニズム（補助金等、公的資金による支援制度を含む）をレビューし改善策を検討の上、相手国と合意し、合意メカニズムに則った再建を支援する。特に、地方部においては耐震建築ガイドラインに基づいたモデル住宅/学校等公共施設を QIPs により建設した上で広報活動及び技術者研修を行う。また、対象エリアで実際の建設に従事する事業者及び住民を対象に、ガイドライン活用方法、設計・施工方法等に関する研修を実施することにより、地方部への展開を促進する。なお、再建にあたっては各ドナーに依る資金協力が見込まれている。
- 3) プログラム無償を想定した緊急復旧・復興事業にかかるサブプロジェクト形成及び概略設計
対象地域の迅速な復旧・復興を支援するためのニーズ調査を行った後、優先される復旧・復興事業、施設・機材リストを作成し、各候補案件のプロファイルを作成する。また、プログラム無償案件として有望である場合には、JICA との協議を経た上で BBB コンセプトに基づき概略設計を行う。なお、プログラム無償の検討で採用される建築・構造物基準に関しては、2015年7月に見直される建築基準（間に合わない場合は現行の基準）を採用して検討し、詳細設計の段階で必要な見直しを加えることとする。
- 4) 緊急を要する復旧・復興事業及びモデル事業の QIPs としての実施
対象地域、特に地方部における迅速な復旧・復興を支援するためのニーズ調査を行った後、優先される復旧・復興事業、施設・機材リストを作成し、各候補案件の概要を記載したプロファイルを作成する。また、緊急を要し、且つプログラム無償による対応が困難な復旧・復興事業については、QIPs として実施する。建築・構造物基準に関しては、プログラム無償と同様の対応とする。なお、QIPs 予算は5億円程度を想定しており、1件あたり規模10百万円を超えるものは JICA 発注、それ以

下はコンサルタントによる現地再委託発注を想定する。

(2) プログラム無償の内容の検討

プログラム無償に関しては2015年6月に閣議へ諮ることとして進めているため、本業務開始時には閣議決定済であることが想定されている。プログラム無償の内容については本業務の中で早急に精緻化することとなるが（検討期間は調査着手後2か月～2か月半を想定）、プログラム無償と本業務で策定する各種計画の方向性について、整合性を確保することは必須であるため、コンサルタントはJICAとよく情報交換しつつ業務を進めること。想定される規模、分野については貸与資料の「150604 プログラム無償参考資料.doc」を参照すること。

(3) 我が国の復旧・復興支援スキーム

我が国からの復旧・復興支援として、本プロジェクト及びプログラム無償の他、1) 有償資金協力、2) 既存3案件の技術協力プロジェクト（「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」）のTOR変更・対象地域拡大による対応、3) 既存無償案件⁴のフォローアップ、が実施中及び実施予定である。1) に関しては、住宅再建への補助金及び学校再建並びに農村道路整備に活用されることが検討されており、本業務で提案する各種計画や、耐震建築ガイドライン、各種支援制度との連携が不可欠となる。2) については震災リスクアセスメント及び道路の改修を実施することを予定しており、また、3) については過去の無償資金協力で整備し、今回の震災により被災した学校の補修について、現在準備中である。

(4) 既存/現行調査の活用

上記に記載の通り、JICAは3案件の技術協力プロジェクトを実施中である。また、5月下旬～7月中旬にかけて国土交通省より3名の職員が派遣されており、耐震モデル住宅及びカトマンズ強靱化計画並びに橋梁等構造物調査等を実施中である。そのため、コンサルタントは上記結果を調査開始後JICAより入手し、活用しつつ効率的に作業を進めること。特に、カトマンズ強靱化計画におけるシナリオ地震の設定、耐震建築ガイドラインの策定、同ガイドラインを基にした耐震モデル住宅/学校の建設においては上記調査結果を踏まえつつ実施すること。

【技術的留意事項】

(5) 今次震災の特性

⁴ 配布資料「ネパール無償対応状況（5月7日現在.xls）参照」

2015年4月25日の本震に端を発する一連の今次震災の特徴は以下のとおりであり、各種計画及び耐震建築ガイドライン等を検討する際には留意すること。

- 被害の多くは人口密度が低くアクセスの悪い山岳地帯で広範囲に広がっており、救済及び復旧・復興が難航することが予想されている。
- 被害の大きかった地域は、地理的に山岳少数民族の居住地域と重なりがみられる。従来政府からの行政サービスが行き届いていなかったところが多く、自然素材による住居、農業を中心とした伝統的な生活が大きな打撃を受け、避難民化している。
- 古い建物、石積、日干レンガ積等の組積構造物等の被害が顕著であり、コンクリート造でも品質が悪いもの等は被害を受けている。一方で、一定の設計・施工レベルの建物の被害は比較的軽くなっている。
- 4月25日の本震及び5月12日の余震ともに昼間に発生しており、特に前者は休日のため学校が休みであった。就寝時あるいは平日の昼間に発災していた場合、より大きな被害が生じていた可能性がある。
- 多くの公共インフラ、医療、教育等の施設が被害を受けたため、公共サービス再開が遅れており、被害の影響が長期化する恐れがある。
- 今後、モンスーン（雨期：6月～10月）により、更なる被害（土砂災害、シェルターのない人々の避難民生活の長期化、食糧不足等）が生じる恐れがある。
- 雨期に備え、特に地方部の人々は既に従来の材料及び方法で家の再建を始めているため、次の同様の地震でまた同じ被害を受けることが懸念される。
- 主要な観光産業への打撃（世界遺産の被害、トレッキングルートの危険性、観光客の減少等）の長期化が予想されており、経済への悪影響、人々の生業の喪失が懸念される。

（6）今後のシナリオ地震の検討

1）更なる震災の可能性

今次震災はゴルカ郡を震央としたM7.8の本震及びドラカ郡を震央としたM7.3の余震等、一連の地震が連なったものであるが、有識者からは地震のエネルギーが完全に解放されていないとの指摘があり、カトマンズを中心とする都市部の被災リスクが依然として残っている。そのため、カトマンズ強靱化計画及び地方郡復旧・復興のランドデザインの策定においては、今後の更なる震災を想定しつつ、計画を練ること

2）シナリオ地震の設定

震災の想定においては、地球環境部で実施している「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」の結果を活用することとするが、約半年後にならないとシナリオ地震は設定できない見込みである。そのため、プロジェク

ト開始後は7月中旬頃までにネパール政府により見直される建築基準で採用される想定地震/L1 震災⁵をレビューし、構造物を含む基準の見直しの要否を確認したうえで強靱化計画を練ることとする。また、半年後に設定されるシナリオ地震/L2 震災⁶の結果を踏まえ、必要に応じ強靱化計画を修正することとする。なお、建築・構造物の基準の見直しについては見通しが立ちにくいいため、調査期間中は JICA とよく相談しつつ業務を進めること。

(7) ハザードマップの作成

今後、ネパールではモンスーン（6-10月）に入るに伴い、地すべりが多く発生することが予想されるため、地すべり、斜面崩壊、せき止湖等が発生した箇所及び2次災害予防のための危険箇所を特定したハザードマップを作成する。地すべりが発生した箇所の特定及びハザードマップの作成においては衛星画像及び既存の1/25,000デジタル地形図（部分的には1/50,000）を利用する。プロジェクトで対象とする地域は以下のとおり。

- 衛星画像取得地域：激震地指定を受けた14郡⁷
- 地すべり、斜面崩壊、せき止湖等が発生した箇所の特定：14郡
- 1/25,000デジタル地形図購入地域：14郡
- ハザードマップ作成地域：シンドパルチョーク郡及びゴルカ郡全域⁸

ハザードマップの作成後には、ネパール政府による同マップに基づく警告の発信を促し、必要に応じて日本の有識者を招いてのセミナーを開催する。また、ハザードマップの作成においては「日本地すべり学会」及び「ネパール国自然災害軽減支援プロジェクト」の結果を活用しつつ実施すること。

(8) 地方郡における復旧・復興について

本業務ではシンドパルチョーク郡及びゴルカ郡への支援手法として、復旧・復興のランドデザインの作成、QIPsによるモデル住宅/学校の建設及び早期の対応が必要な公共施設等の再建ならびに生業再生支援、プログラム無償による公共施設（保健施設/病院、学校、庁舎等）の再建、インフラ整備等を想定している。以下に検討中の支援内容を例記するが、コンサルタントは同内容の実施可能性及び両郡の地理的条件を検討しつつ、支援内容を提案すること。なお、ランドデザインの策定においては、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：SEA）の考えに基づいた環境社会影響も含めた代替案の検討を含むこと。また、地方郡においては、少数民

⁵ 建築物の耐用年数中に一度以上受ける可能性が大きい地震動

⁶ 建築物の地域において、過去及び将来に渡って最も強いと考えられる地震動

⁷ Bhaktapur, Dhading, Dolakha, Gorkha, Kabhrepalanchok, Kathmandu, Lalitpur, Makawanpur, Nuwakot, Okhaldhunga, Ramechhap, Rasuwa, Sindhuli, Sindhupalchok

⁸ ゴルカ郡からのヒアリングでは、Sirdibas, Ghvachok, Simjung, Barpak, Saurpani, Laprak, Uhya, Gumba, Lapu, Kerauja, Kashigaun, Manbu の VDC が地滑り等により一部集落が危険な状態にあるとのこと。

族の居住区を含んでいることが想定されることから、他のドナー（世界銀行やアジア開発銀行等）の動向を踏まえつつ、必要に応じて先住民族計画⁹フレームワークを作成すること。

【シンドパルチョーク郡】

- 復旧・復興のグランドデザイン（復旧・復興ビジョンの策定、復旧・復興メカニズム、産業振興等）の策定
- 地すべり危険地域の特定及びハザードマップの作成
- QIPs 又はプログラム無償を念頭に置いた公共施設/インフラの再建、再整備
- QIPs によるチョータラ/メラムチ/バラビセにおける耐震モデル住宅/学校の建設及び既存住宅/学校の耐震補強技術、普及方法の確立
- QIPs による生計向上に貢献する事業（例；収入回復・増加に貢献する農業技術支援、マーケットアクセス確保等）事業の実施
- 耐震モデル住宅/学校の建設及び既存住宅/学校の耐震補強技術、普及方法に係る技術移転、マニュアルや教材整備、人材育成
- ネパール政府による補助金を活用した耐震住宅/学校の普及支援
- NGO 及びコミュニティ組織等を活用した公共サービス強化、道路整備や維持管理の強化、生計復旧等の策定

【ゴルカ郡】

- 復旧・復興グランドデザイン（復旧・復興ビジョンの策定、復旧・復興メカニズム、産業振興等）の策定
- 地すべり危険地域の特定及びハザードマップの作成
- プログラム無償を念頭に置いた郡庁所在地ゴルカ及び交通の要衝であるバルワ間の道路のスポット改善等、地震で被害を受けた道路、橋梁の通年通行を念頭に置いた整備計画策定
- QIPs 又はプログラム無償を念頭に置いた公共施設/インフラの再建、再整備
- QIPs によるバルパックにおける耐震モデル住宅/学校の建設及び既存住宅/学校の耐震補強技術、普及方法の確立（PP バンドを採用する場合は、その素材の現地化（例えば、バンドをネパールに広く自生するシュロを利用してバンドを作る等）の実現可否についても検討。）
- QIPs による生計向上に貢献する事業（例；収入回復・増加に貢献する農業技術支援、マーケットアクセス確保等）事業の実施
- 耐震モデル住宅/学校の建設及び既存住宅/学校の耐震補強技術、普及方法に係る技術移転、マニュアルや教材整備、人材育成
- ネパール政府による補助金を活用した耐震住宅/学校の普及支援

⁹ 「先住民族計画」での「先住民族」という用語は、この文書においては「山岳少数民族」等を含むものと解釈する

- NGO 及びコミュニティ組織等を活用した公共サービス強化、道路整備や維持管理の強化、生計復旧等の策定

また、計画の策定においては、自助・共助・公助の視点を踏まえつつ、現地コミュニティを最大限活用した内容とすること。特に生計向上に関連する事業は、対象となる民族・地域固有の文化・慣習等を踏まえて、開発による介入が負の影響を与えないよう細心の注意を払うことが望まれる。このため、「コミュニティ開発」を担当する団員は、文化人類学的視点から対象となるコミュニティを把握し、本事業が効果的に実施されるよう、コミュニティと外部関係者との間のコミュニケーションを促進する。このため、現地の慣習及び言葉に明るいことが望ましい。

(9) 耐震建築ガイドライン

今回の震災の建築・構造物（特に住宅/学校等建築物）被害については、建築基準に準じて建設されたものは被害が小さい一方で、損壊が著しいものは、設計、施工面で基準に適合していなかったものや、ノンエンジニアド建築が多いという説が一般的である。政府は、将来のより大きな地震に備えるため、7月中旬頃までに現行建築基準の見直しと発表している。本事業では、政府により見直された建築基準（見直しが遅れている場合は現行の基準及び見直しの方針等について）の妥当性を評価するとともに、将来の大規模地震に備えた都市、建築・構造物強靱化に向けて必要に応じて改善に向けた提言を行う。

耐震建築ガイドラインの策定においては、各地域における建築物特性（カトマンズ盆地では RC 造の建築物が見られる一方で、シンドパルチョーク南部及びゴルカ南部では煉瓦造及び石造の建築物が多く、また山岳少数民族居住地域では石積みの建築物が多い等）を踏まえた上で、全国一律の建設ガイドラインを策定するのではなく、一定以上の耐震性を確保しつつ、地方の資材及び技術を活用しつつ、地方部の施工業者又は住民でも現実的に施工できるように、複数案のガイドラインを策定する（現行の建築基準は配布資料「ネパール建築基準」参照）。また、国土交通省及び JICA 主導で6月中旬に耐震モデル住宅が着工予定であるため、耐震建築ガイドラインの作成においては、同モデル住宅の設計（その後のネパール側学識経験者との協議を含む）をその選択肢の一つとして検討すること。なお、耐震建築ガイドラインについてはネパール政府主導で改定している建築基準（見直しが遅れている場合は現行の基準及び見直しの方針等を踏まえつつ）に基づきつつ作成すること。

(10) 耐震建築ガイドラインに基づいた住宅/学校の全国展開

耐震建築ガイドラインに基づいた住宅の全国展開においては、ネパール政府より都市部は低利融資、地方部は補助金が拠出されることが想定されており、また、補助金の原資については各ドナーに依る資金協力の可能性がある。一方で、再建にあたって

の補助金提供メカニズムについては既存のものがあるが、効率性や透明性が未確定である。そのため、コンサルタントは地方部の社会状況をよく把握した上で、ネパール国における適切な補助メカニズム及び建築確認メカニズムを提案すること。上記（9）と合わせ、成果2に係るスケジュールは以下を想定している。

	2015年												2016年												2017年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
ネパール政府による建築基準法の改定(見込み)	■																													
耐震建築ガイドラインの策定		■	■	■	■	■																								
補助金支給メカニズムの検討		■	■	■	■	■																								
モデル耐震住宅/学校の建設				■	■	■																								
耐震建築ガイドライン/補助金支給メカニズムに基づいた耐震住宅の展開							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
シナリオ地震に基づいた耐震建築ガイドラインの修正														■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					

(1 1) プログラム無償で対応する構造物の設計積算

プログラム無償において学校及び地域医療施設、政府庁舎のような重要な公共施設を対象とする場合、基本的には2015年7月に見直される建築基準（見直しが遅れている場合は現行の基準）に基づき設計する。また、シナリオ地震によって必要に応じ改めて見直される建築基準に基づき、詳細設計時に見直すこととする。また、設計内容がその後自国資金または他国からの資金協力等によって対応できるよう、現地の設計基準、調達可能な材料、品質管理の水準等を踏まえた留意事項を整理する。

(1 2) 優先緊急復旧事業（QIPs）及び優先復興事業計画（プログラム無償）の基本的考え方

1) QIPs

- 緊急性を有するものを取り扱う。
- 基本的には地方拠点都市を対象とするが、過去の我が国の無償資金協力案件の中で軽微な被害を受けたものは早期にQIPsにて修復する。
- 基本的に、JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C とならないものは対象としない。
- 技術訓練やOJTの要素を取り入れつつ、地元雇用・収入回復に貢献する。
- 他ドナーによるcash for workが終わる頃の立ち上がりが見込まれるため、被災住民の生計維持を一つの柱とする。
- 耐震モデル住宅/学校の建設は早期にQIPsにて実施する一方、被災住民の生計維持に係るQIPsについてはDistrict Development Committeeからのヒアリング及び社会調査等の結果を踏まえつつ、コミュニティを巻き込んで実施することを検討する¹⁰。

¹⁰ 地方部におけるコミュニティを活用した技術協力プロジェクトについては貸与資料内の「地方部におけ

2) プログラム無償

- QIPs や他ドナーの早期支援で対応できないものを対象とする。
- 復旧・復興期は資材高騰等が見込まれるため、プログラム無償の案件形成時、規模の検討に際しては十分に留意すること。また、数量調整による対応が出来るよう配慮する。
- ネパールは内陸国且つ急峻な山岳地形であるため、資機材の搬入及び運搬に係るロジスティクスの確保が重要となる。
- 建築や土木に関し、破壊された施設の再建を目的とし、新規施設の建設は原則対象としない。
- スピードを優先するため、JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C とならないものは対象としない。
- 施工及び施工監理の容易さ（＝入札への抵抗感のなさ）を考慮して出来るだけサイトを分散させない（シンドパルチョーク、ゴルカに限定する等。なお、カトマンズ及び近郊では、過去に支援し今次の地震で被災したカトマンズ～バクタプル道路の恒久的な修復、地滑りや斜面崩落等により被災、あるいは被災の危機にある上水道施設等の検討を想定）。
- JICA と相談の上、JICA のプロジェクトホームページ (<http://www.jica.go.jp/project/index.html>) を早期に立ち上げ、プログラム無償に係る調査の報告書を公開する等、情報発信に力を入れて、プログラム無償への関心を高め、競争原理の確保に努めるとともに、広報活動を行う。

【プロジェクト運営実施上の留意点】

(13) 国連他各支援機関

今次震災支援のため、人道支援及び開発に係る国連機関及びドナー等が現地において活動しており、各セクターに対して複数の機関が支援している状況である。本プロジェクトでは各種計画の策定を始め、耐震建築の普及、優先復興事業（プログラム無償）の形成、優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施を行うが、実施に当たっては、同分野で活動を行う各支援機関との連携及び棲み分けを図ることとし、重複が生じないよう留意すること。

(14) 支援国会合の結果に応じた業務内容修正の可能性

今次震災に係る第一回支援国会合がカトマンズにおいて6月25日に予定されている。本支援国会合においては各国及びドナーより支援が表明されることが想定され、同支援内容に依っては本業務のスコープが多少変更する可能性があるため、コンサルタントは支援国会合の結果を注視し、JICA（JICA 社会基盤・平和構築部及び JICA ネパー

る技術協力事例」を参照。

ル事務所)と協議しつつ、結果に応じて柔軟に対応すること。なお、第二回支援国会合は2015年9月頃に予定されている(開催地未定)。

(15) PDNA (Post Disaster Needs Assessment、以下「PDNA」)との整合性

復旧・復興に係る支援ニーズを把握するため、現在世銀及びネパール政府が中心となりPDNAを作成中である。PDNAは23分野より成り立っており、各分野における復旧・復興に係る方針及び必要額の算定を主目的としたものであるため、本業務の実施に当たっては、PDNAに記載の復旧・復興方針及び必要額に留意しつつ進めることとする。

(16) 関係機関及び他支援者との調整

復旧・復興に際しては、Nepal Risk Reduction Consortium (NRRC)、ネパール国政府側の中央や地方機関が多く関わっていくとともに、これら関係機関間で情報を共有すること、密に情報共有、報告等を行うこと、各機関の政策に一貫性を持たせることが復旧・復興をスムーズに進めるにあたって非常に重要となる。また、国内外からも多くの支援者が活動を行っているため、JICAとよく相談しつつ、これら関係者への情報発信やコミュニケーションを常に行うこと。

(17) 復旧・復興活動への柔軟な対応

災害からの復旧・復興に際しては、現場では状況が絶えず変化し、課題・問題が移り変わっていくものと考えられる。現場での変化に対して常にアンテナを張り、柔軟に対応していくこと。

(18) 現地事情を熟知した人材の活用

現地でのネットワーク形成、本業務終了後の継続的な活動、現地での雇用確保への貢献、地方郡におけるコミュニティの現状把握のため、QIPsの実施を含め、現地人材又はネパール語を話せる人材の活用を極力図るものとする。

(19) 現地の実情(カースト及びジェンダー視点含む)に配慮した業務の実施

業務の実施においては現地の実状に十分に配慮すること。特に、耐震住宅の展開においては、男性が出稼ぎで不在としている世帯を考慮し、女性世帯主のみであっても建設が可能な方法を検討する必要がある。

(20) 地方郡への支援手法及び拠点整備の必要性

地方2郡への復旧・復興支援においては、各郡における拠点都市(シンドパルチョーク郡は郡庁所在地のチョータラ及びメラムチ、バラビセ、ゴルカ郡は郡庁所在地の

ゴルカを想定)の強化を行い、同拠点を中心としつつ、行政サービスのアウトリーチを広げていくことを想定する。アウトリーチを考える際には、モデル Village District Committee (VDC)としてシンドパルチョーク郡はチョータラ周辺より設定、ゴルカ郡はバルパックを設定することとする。モデルVDCでのQIPsの内容検討にあたっては、VDCレベルの住民代表組織である Integrated Planning Committee (IPC) や関連ステークホルダーと丁寧な協議を行い、またその協議の結果選定されたQIPsの内容に関しては、郡レベルの関係機関に適切にフィードバックし、ライン省庁からの支援(事後の維持管理等)をVDCが受けるための最大限の配慮を行う。

バルパックは郡庁所在地のゴルカより未舗装道路で約5時間、カトマンズからは計10時間程度を要するため、ゴルカ郡への支援の際には郡庁所在地のゴルカに拠点を構え、バルパック等の更なる地方への支援体制を整える必要がある。そのための対応は、現地で詳細を確認し、JICAと協議したうえで早期に決定する。プロポーザルでは当面の執務環境の立ち上げに必要な経費として、10百万円を定額計上すること。

(21) ゴルカ郡への支援における留意点

6月から10月のモンスーンには通行できない未舗装道路、斜面崩壊のリスク等があるため、車両が入れないことを想定した上で、調査行程を計画するとともに、細心の注意を払いつつ業務を実施すること。

また、UNOCHAより、ゴルカ郡に対しては既にDFIDが支援を表明しているとの情報を得ている。調査開始前にJICAによりDFIDに本調査の説明を行うが、ゴルカ郡への支援の間は、JICAと相談の上、DFIDと適宜情報共有し、結果を速やかにJICAに報告すること。

6. 業務の内容

【各成果共通事項】

- (1) 既存関連計画/情報資料の収集、分析、評価、本プロジェクトの枠組みの策定
日本国内で入手可能な以下の事項を含む資料・情報を収集・整理し、本業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、手順、工程、協議方法等を検討する。
 - 1) 社会・経済状況、自然状況、関連法規・制度の概要（建築法、建築基準、耐震基準、都市計画関連法制度、環境社会のベースライン（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）及び環境社会配慮手続き、環境関連法制度、等）、地理空間情報の整備状況
 - 2) ネパール政府側各機関の役割、活動内容
 - 3) ネパール国政府の上位計画・既存計画/事業及び他ドナー関連プロジェクト
 - 4) 6月15日策定見込みのPDNAの概要（入手次第、JICAから提供する）
 - 5) 国連他各支援機関の活動状況
- (2) 現状調査及び分析
 - 1) プロジェクト対象地域における被災状況の情報収集及び評価分析
行政関連施設、生活基盤インフラ、がれき処理・被災建物の撤去等の状況、公共・公益施設、個人住宅、住宅移転、基幹産業等に係る情報収集及び評価分析を行う。
 - 2) 自然環境条件調査
気象水文データ、地質情報等を含む自然条件に係る調査を行い、情報を整理する。
 - 3) 環境社会配慮の予備的スコーピングの実施
(1)で実施した本プロジェクトの枠組みの策定に基づいて予備的スコーピングを実施し、必要に応じて環境社会配慮のTORを見直す。
 - 4) モデル郡/ Village District Committee（以下、「VDC」）の社会調査
シンドパルチョーク郡ではチョータラ周辺（バラビセ、メラムチ周辺を含む）のVDC、ゴルカ郡ではゴルカ周辺及びVDCとしてバルパックならびにバルパックを含む流域圏を主要対象として、詳細な被災状況、コミュニティの状況、瓦礫撤去状況、自然環境条件、民族構成、ジェンダーの役割、使用言語、既存の住民グループ等を含む社会調査（コミュニティプロファイル調査）を行う。また、家屋の特性、耐震住宅/学校の建設に有用な現地資材（竹、シュロ等）、生業等に係る調査も実施し、支援を実施する上での留意点を取り纏める。費用については8百万円として定額計上すること。
 - 5) 国連他各支援機関による緊急復旧・復興事業の進捗把握
 - 6) 最新治安情報の把握と調査対象範囲の検討
 - 7) 過去の地震発生地域及び規模の確認

8) 復旧・復興担当行政官の能力強化のためのニーズアセスメント調査

(3) 本邦招聘

我が国の地方自治体及び中央政府の協力、支援を受け、ネパール側への知見・経験の共有のために本邦招聘を行う。本邦招聘の内容は、プロジェクトの過程で検討していくが、プロポーザル時には、阪神淡路大震災の経験共有（神戸市）及び中越地震の経験共有（長岡市）ならびに東日本大震災の経験共有（東松島市）等を想定して全体で各々10日間（契約期間中を3回、各10人程度を招聘する想定、具体的な時期についてはJICAと相談の上決定する）の本邦招聘を実施するために必要な国内配置（直接人件費）も含め招聘1回あたり6百万円として定額計上する。招聘プログラムの実施に関する直接経費は以下のとおりとする。

（航空賃：上限を250,000円（往復）、宿泊費：15,000円/日、滞在費（日当）：5,000円/日、保険料、諸経費、講師謝金等）については、コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014年4月：

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/ra_201404_guide.pdf）に従うこと。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

日本からの技術的な助言のための現地への有識者や関係する中央政府/地方政府職員等派遣は別途JICAにて手配する。コンサルタントは、上記招聘に係る企画（企画についてはJICAとよく相談すること）・準備・実施・報告を行うこととし、その具体的な業務は以下のとおりとする。

1) 受入

(ア) 航空券の手配

(イ) 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが実施）

(ウ) 来日時・帰国時の空港送迎

(エ) 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払

(オ) 保険加入手続き

(カ) 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給

(キ) 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

2) 招聘プログラムの実施

(ア) 招聘日程及びプログラムの作成

(イ) 講師の手配（■想定内容による）

(ウ) 見学先・実習先の手配

(エ) 視察資料の作成

(オ) 講義・実習・見学の実施（■想定内容による）

3) 招聘プログラムの監理

- (ア) 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等（■想定内容による）
- (イ) 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- (ウ) 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

(4) 能力開発の実施

強靱化のコンセプト及び計画策定の手法、データ分析の方法、建築・構造物の耐震性及び危険度診断並びに補強・再建方法の検討及び実施、建築基準等レビューを通じた耐震性強化策、適正住宅普及のための各種施策検討等をする際には、OJT 及び共同（委託）研究調査並びにセミナー等を通して、ネパール政府の当該施策/技術の主務官庁、学術機関及び密接に関連する事業者等の能力開発を行う。ネパールでは今後更に大きな地震が想定されていることから、次回震災に備えて、今後定期的に独力で各種計画の更新をしていけるようになることを目標とする。

【成果 1：各種計画の策定】

(5) 衛星写真購入又は航空写真撮影

- 1) カトマンズ盆地における 1/5,000 の強靱化計画地図の作成を想定した 50cm 程度の解像度の衛星写真の購入又は航空写真撮影を行う。ステレオ写真で取得することとし、衛星写真又は航空写真撮影のいずれか安価な方法で入手すること。
- 2) シンドパルチヨーク郡及びゴルカ郡における地すべり、斜面崩壊、せき止湖等のハザードマップの作成を想定し、150cm 程度の解像度の衛星写真（単画像）を購入する。

(6) デジタル地形図の作成

上記（4）で入手した衛星画像又は航空写真を用いてカトマンズ盆地における 1/10,000 デジタル地形図（被害が激しい地域については 1/5,000 地形図）を作成し、カトマンズ強靱化計画に活用する。作成においては、海外測量（基本図用）作業規程（2006 年 12 月、国際協力 JICA）に従うこと。デジタル地形図の作成経費については別見積りとし、以下を含めることとする。

- 衛星画像購入費又は航空写真撮影費（現地再委託を想定）
- 現地調査・現地補測費（現地再委託を想定）
- 図化に係る国内作業（1/10,000 デジタル地形図作成面積：721km²、1/5,000 デジタル地形図作成面積：100km²）

(7) ハザードマップの作成

シンドパルチヨーク郡及びゴルカ郡における上記（４）で入手した衛星画像及びネパール政府が所有する 1/25,000 デジタル地形図を活用し、地すべりにかかるハザードマップを作成し、地方郡復旧・復興グランドデザインに活用する。なお、ハザードマップの作成経費については別見積りとする。

（８） 強靱化計画及び復旧・復興グランドデザインの策定

日本の被災経験と教訓を適用しつつ、地域に調和した災害に強い街づくりと地域全体の経済活動の復興を盛り込んだ強靱化計画及び復旧・復興グランドデザインを策定する。強靱化計画はカトマンズ盆地において、また、復旧・復興グランドデザインは地方２郡（シンドパルチヨーク郡及びゴルカ郡の各々）について策定することとする。

１） カトマンズ盆地強靱化計画

今次震災によるカトマンズ盆地の被害は軽微であるものの、今後の更なる震災に備え、カトマンズ強靱化計画を策定する。今後の想定震災震源地、規模、時刻、季節等については「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」の結果を踏まえ、強靱化計画を策定することとし、内容については以下を含めることとする。

（ア） 目標年次の設定

（イ） カトマンズ強靱化ビジョン

（ウ） ビジョン達成に向けた政策目標（指標含む）

（エ） 社会経済フレームワークの設定

（オ） カトマンズ強靱化目標に基づいた土地利用計画の策定

（カ） 住宅及び生活にかかる再建計画の策定

（キ） 優先的なインフラの整備・改善計画策定

（ク） 産業復興計画（観光/歴史/文化遺産の修復の方向性検討含む）の策定

（ケ） 災害に強い公共サービス・組織体制の策定

（コ） 防災管理及び災害対策のための能力評価及び人材育成を含む能力強化

（サ） 復旧・復興に必要となるカトマンズ盆地に適合した都市開発管理・規制手法（開発許可システム、防災道路・公園、区画整理等）の提案

（シ） 民間セクターの復旧・復興への参画及び本邦との自治体連携の提案

（ス） 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の検討

- 計画の目的・目標の検討
- 諸制約の中で目的を達成するための代替案の検討
- 計画の内容の検討
- スコーピングの実施（計画の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）

- ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
 - 関係機関の概要
- 影響の予測
- 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- モニタリング方法の検討
- 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコアリング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(セ) 先住民族計画フレームワーク案の作成

- 上記（コ）SEA の実施に当たっては、少数民族への影響を配慮すること。カトマンズ盆地強靱化計画によるカトマンズ盆地内の少数民族への影響の規模を踏まえて、先住民族計画フレームワーク（Indigenous People’s Planning Framework：IPPF）を作成する。IPPF の作成に当たっては、世界銀行やアジア開発銀行等の他ドナーの動向を踏まえること。なお、IPPF は本調査報告書の項目とすることも可能とする。

IPPF 作成にあたっては、少数民族への影響の規模を踏まえて、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Cに記載される以下(1)～(7)の内容を参考としつつ作成することとし、本プロジェクトの実施に伴う影響と必要となる対策を含めること。

- プロジェクトの下で支援が想定されるサブプロジェクトの種類
- 支援が想定されるサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
- 支援が想定されるサブプロジェクトについて社会アセスメント(OP4.10AnnexAを参照)を行う計画
- プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上での協議を確保するための枠組み(OP4.10の第10項を参照)
- プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め(必要に応じて、キャパシティビルディングなど)
- 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の

取り決め

- 支援が想定されるサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

2) 地方 2 郡復旧・復興のグランドデザイン

地方 2 郡の復旧・復興のグランドデザインの策定においては、各郡における拠点都市の強化を行い、同拠点を中心としつつ、公共インフラ・サービスのアウトリーチを広げていくことを想定する。アウトリーチを考える際には、シンドパルチョーク郡はチョータラ周辺地域（メラムチ/バラビセを含む）、ゴルカ郡は配布資料（Gorkha Infra_Public Facility Location Map）を参考としつつ、車道から調査できる範囲を想定する。復旧・復興のグランドデザインについては以下の内容を含めることとする。

(ア) 目標年次の設定

(イ) 復旧・復興ビジョン

(ウ) 復旧・復興ビジョン達成に向けた政策設定（指標含む）

(エ) 社会経済フレームワークの設定

(オ) 公共インフラ/施設/サービスの復旧・復興方針の策定

(カ) 住宅及び生活にかかる復旧・復興方針（農業/歴史/伝統工芸の方向性検討を含む）の策定

(キ) 避難集落移転/再建計画（周辺の山間部から住民が避難し滞在している場合、住民の意向を確認したうえで、妥当であれば避難元集落あるいはそれに近い場所での再建を支援する（シンドパルチョーク郡チョータラ、ゴルカ郡バルパックを対象都市、QIPs とのセットを想定）

(ク) 災害に強い公共サービス・組織体制の策定

(ケ) 防災管理及び災害対策のための能力評価及び人材育成を含む能力強化

(コ) 戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の検討

グランドデザインの内容に応じて、以下の点を参考として、SEA を実施すること。

- 計画の目的・目標の検討
- 諸制約の中で目的を達成するための代替案の検討
- 計画の内容の検討
- スコーピングの実施（計画の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）
- ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

➤ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離

➤ 関係機関の概要

- 影響の予測
- 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- モニタリング方法の検討
- 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(サ) 先住民族計画フレームワーク案の作成

上記（コ）SEA の実施に当たっては、少数民族への影響を配慮すること。地方2郡の復旧・復興のグランドデザインの策定によるシンドパルチョーク郡及びゴルカ郡内の少数民族への影響の規模を踏まえて、先住民族計画フレームワーク（IPPF）を作成する。IPPF の作成に当たっては、世界銀行やアジア開発銀行等の他ドナーの動向を踏まえること。なお、IPPF は本調査報告書の項目とすることも可能とする。

IPPF 作成にあたっては、少数民族への影響の規模を踏まえて、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex C に記載ある以下の内容を参考としつつ作成することとし、本プロジェクトの実施に伴う影響と必要となる対策を含めること。

- プロジェクトの下で支援が想定されるサブプロジェクトの種類
- 支援が想定されるサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
- 支援が想定されるサブプロジェクトについて社会アセスメント(OP4.10AnnexA を参照)を行う計画
- プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上での協議を確保するための枠組み(OP4.10 の第 10 項を参照)
- プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め(必要に応じて、キャパシティビルディングなど)
- 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め
- 支援が想定されるサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

【成果2：耐震建築ガイドライン作成・普及並びに人材育成】

(9) 今後の震災に備えた建築・構造物に係る基準のレビュー、見直しの要否の検討

将来の更なる震災に備え、建築・構造物に係る基準をレビューし、改定又は追記が必要な項目を整理する。レビューに当たっては、L1 震災を前提としたものと、半年後に策定見込みの L2 震災を前提としたものを実施する。

(10) 耐震建築ガイドラインの作成

- 1) 今次震災において倒壊した住宅/学校の特性を分析し、各種学会等による調査成果の活用を図る。
- 2) 既存建築基準、設計・施工の実務実施状況のレビュー及び耐震面から見た課題を整理する。また、ネパール国内には既存建築基準法に沿わない建築物が多く存在するため、基準違反の建築物が建設される背景及びメカニズム（一部市役所により取り組まれている建築許可制度の有効性、課題の把握、分析を含む）を明らかにする。
- 3) 今後の更なる震災に耐えうる法制度及び基準の体系を先方政府及び他ドナーと協議し、住宅/学校の建設及び既存住宅/学校の補強に係るモデルを確立しつつ、耐震建築ガイドラインを策定する。これら策定作業に当たっては、先方政府内で正式にオーソライズされるよう、JICA とともに該当する委員会等の場の設定、委員への説明、審議資料の作成等側面支援を行う。併せて、技術者、職人の育成などを含む建築・住宅の質向上のための総合的な戦略を提案する。

(11) 耐震建築ガイドラインに基づいたモデル住宅/学校の建設支援

1) モデル住宅/学校の建設

シンドパルチョーク郡のチョータラ周辺の VDC 及びゴルカ郡のバルパックにおいて、上記において提案した耐震建築ガイドラインに則った¹¹モデル住宅/学校を QIPs にて建設する。モデル住宅/学校の建設においては、住民の生活様式やニーズ、現地コミュニティの現状、社会経済条件、自然条件、入手が容易な天然素材、アクセシビリティ等の制約等をよく踏まえた上で実施する。また、関係者の役割分担については、以下「(13) QIPs の実施 2) 関係者の役割分担」に記載のとおり。

2) モデル住宅/学校建設に係る技術移転

今後、耐震建築ガイドラインに基づいた住宅/学校が自律発展的に建設されるよう、モデル住宅/学校の建設を通じて現地の主要人材に対して技術移転を行う。なお、技術移転においては、特定の機関に職業訓練機能を持たせる等、恒常的に人材育成ができる体制を検討する。

3) モデル住宅建設に係るパンフレット

モデル住宅建設の全国展開を促すため、モデル住宅の必要資材、建設工程、建設に

¹¹ ゴルカ郡バルパックのような地理的条件の厳しい場所では、既存の補強等においては、“建築基準に則った”ものの建設は困難な場合があることが想定されるため、JICA と協議しつつ現地の実情に合い、且つ今回の地震と同規模なものが来た場合でも命は免れることを目指す対応も視野に入れる。

おける留意点等を記した住民配布用パンフレット及び研修用映像を 2015 年 11 月中旬に作成する。

(12) 普及メカニズムの検討

1) 補助制度による支援メカニズム

上記において作成した耐震建築ガイドラインに基づき建設される住宅/学校に対する住宅再建支援制度及び補助金支給等の支援メカニズムを検討する。特に、補助金を支給する際の前提条件（家屋の倒壊状況、資金力等）、補助金を支給する対象（個人又はコミュニティ等）、自己/コミュニティ負担の割合、補助金を支給する方法（銀行振り込み等の方法が可能でない場合への対応など）、タイミング（一括又は複数回に分割等）、補助金を支給した後のモニタリング方式（チェックリストの作成、Inspector を活用した建築確認システム等）等についてよく検討し、ネパール国の社会に適合するよう留意する。

2) 補助金に基づかない普及メカニズム

上記(10)2)において明らかとなった建築基準に基づかない建築物の建設メカニズムを分析した上で、今後、補助金支給が無い場合においても耐震建築ガイドラインに則った住宅が建設されるよう、ネパール国に対し、適切な開発許可及び建築確認システム等を提案する。

【成果3：優先復興事業計画（プログラム無償）の形成（地方郡、カトマンズ盆地周辺の過去の無償施設で被災した道路、給水施設等を基本とする）】

(13) 優先復興事業計画（プログラム無償）の形成

対象地域の社会経済インフラの迅速な復旧・復興を支援するためのニーズ調査及びサブプロジェクトの策定を行う。優先される復旧・復興事業についてはリストを作成し、各候補案件の概要を記載したプロフィールを作成する。具体的な作業項目は以下のとおり。

- 1) 緊急復旧・復興事業リスト/事業プロフィールの作成
- 2) 緊急復旧・復興事業に関する情報収集及び詳細内容の確認
- 3) 緊急復旧・復興事業にかかる事業選定基準の検討、効果及び環境社会配慮を踏まえたオプションの提示、サブプロジェクトの選定
- 4) 上記で選定されたサブプロジェクトの計画、概略設計、概略積算、施工計画
- 5) 環境社会配慮調査：

(ア) プログラム無償では、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)上、環境カテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクト案件は含めないこととする。候補案件についてはスコーピング等を通じて環境社会影響を確認し、環境カテゴリ分類の参考情報とする。な

お、用地取得・住民移転を伴う案件並びに少数民族への負の影響が想定される案件は、サブプロジェクト案件には含めないこととする。

(イ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)を行い、案件の社会的合意について確認する。

6) 自然条件調査

【成果4：優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施】

(14) 優先緊急復旧事業（QIPs）の形成

上記（11）において選定された優先復旧・復興事業のうち、緊急を要し QIPs としての実施が見込まれる事業についてプロフィールを作成する。

(15) 優先緊急復旧事業（QIPs）の実施（生計向上、公共施設（保健施設/病院、庁舎、公共市場の再建）、モデル住宅/学校建設及び人材育成等、本プロジェクト内で実施することを想定）

上記（12）において選定された QIPs について、プロジェクト対象地域の経済活動の再開や生活再建、行政機関の災害対策支援体制の強化を支援するため、以下のような流れで実施する。

1) QIPs の目的、内容、規模、スケジュール

復興に向けたプロセスの促進を図るため、経済活動の再開や生活再建に資する QIPs を実施する。事業の選定は、ネパール国政府、JICA と相談の上決定する。特に、JICA 環境社会配慮ガイドライン上の環境カテゴリ C であるもののみを事業の対象とするため、事業選定に当たっては必ず事前に JICA に相談すること。

QIPs はプロジェクト実施期間中に完了できる生活再建、公共インフラ/施設、技術の普及や人材育成等を対象とする。施設に関しては必ずしも既存施設の修復のみを対象とするものではないが、対象施設の規模についてはプロジェクト実施期間内に工事が完了し、適切な品質と維持管理体制の構築が確保されるものであることを条件とする。また、施設設計及び工期設定については、モンスーンの影響についても配慮する。QIPs では、今後被災地にてネパール政府側や他ドナーが展開する復興事業にも資すること及びや教訓を提供することも目的とする。

本項目にかかる実施は以下の手順により行うことを想定する。

(ア) 民間、NGO、NPO 等の活動調査

(イ) 公共サービスの実施体制評価

(ウ) 瑕疵担保責任に係るネパールの商習慣整理

(エ) 住民の生計手段・技術等の評価

(オ) 災害に強い社会のためのコミュニティの能力強化

(カ) 瓦礫処理計画の作成、一部実施

- (キ) モデル住宅/学校の建設（シンドパルチョーク郡チョータラ/バラビセ/メラムチ及びゴルカ郡バルパックを想定し、建設に係る技術移転も実施する）
- (ク) 優先緊急復旧事業の選定（インフラ、庁舎、学校、保健施設/病院、公共市場等で特に緊急な復旧が求められる施設、生計向上事業との相乗効果のあるものを優先）
- (ケ) 調達事情の調査
- (コ) 優先緊急復旧事業の計画、設計、積算
- (サ) 優先緊急復旧事業の実施及び実施監理
- (シ) 優先緊急復旧事業の評価

2) 関係者の役割分担

目安として、1 コンポーネント又は同種工事の複数サイトを一括受注することにより、事業規模が10百万円を超える場合は、JICAが直接建設業者と契約して実施することを想定する。

JICAが直接建設業者と契約して実施する場合、受注者は施設整備計画の策定、入札図書を作成、入札支援、契約支援、着工確認、施工監理、竣工検査、完工までの一連の業務において、JICAを支援する。

3) コンポーネントの選定

実施コンポーネント選定にあたっては、最低限以下の点について留意し、客観的に評価できるクライテリアを策定したうえで、コンポーネントの選定を行う。

- 公的基礎サービスや生計活動に関連する施設
- 他ドナー事業との重複がない
- 物理的アクセスの容易性
- 維持管理に関してコミュニティとの合意がある
- 建設期間が概ね6～10ヶ月以内である

現段階で想定されるQIPsの内容について、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

【各種レポート等の提出】

(16) インセプションレポートの作成・協議

- 1) 本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取り纏め、インセプションレポートを作成し、JICAに対し説明した上で合意を得る。
- 2) ネパール政府に対し、インセプションレポートを基に業務計画の説明・協議を行い、合意を得る。

(17) プロGRESSレポートの作成及び協議

- 1) インセプションレポート以降の緊急復旧・復興事業の選定経緯、選定結果、内容及

び環境社会配慮調査結果、ハザードマップ及びデジタル地形図の作成進捗、耐震建築ガイドライン（案）を取り纏め、プロGRESSレポートを作成し、JICA に対し説明した上で合意を得る。なお、プロGRESSレポートについては外部公開を前提として作成することとする。

- 2) ネパール政府に対しプロGRESSレポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、インセプションレポート提出時に計画した活動スケジュール及び要員計画の進捗を確認し、必要に応じてネパール政府との協議により見直しを行う。

(18) インテリムレポートの作成及び協議

- 1) プロGRESSレポート以降の業務結果をインテリムレポート1及び2として取り纏め、JICA に対し説明した上で合意を得る。
- 2) ネパール政府に対しインテリムレポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、プロGRESSレポート提出時に計画した活動スケジュール及び要員計画の進捗を確認し、必要に応じてネパール政府との協議により見直しを行う。

(19) ドラフトファイナルレポートの作成及び協議

- 1) インテリムレポート以降の業務結果をドラフトファイナルレポートとして取り纏め、JICA に対し説明した上で合意を得る。
- 2) ネパール政府に対しドラフトファイナルレポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。

(20) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するネパール政府からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加えた後、ファイナルレポートを作成し JICA に提出する。

7. 成果品

コンサルタントは以下に記載の報告書を成果品として作成し、JICA に提出する。各報告書についてはネパール政府に提出し、説明及び協議を行う。

なお、ネパール政府側へ報告書の提出及び説明する前に、JICA 及び関係者とレポート内容について検討・協議し、内容など修正が生じた場合は速やかに修正事項を反映したうえで、ネパール政府側へ提出及び説明を行うものとする。

なお、本契約における成果品は6) ファイナルレポートとする。

(1) プロジェクト報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：プロジェクト実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、スケジュール

提出時期：2015年7月中旬

部数：和文10部/英文20部

2) プログレスレポート (PR/R)

記載事項：社会調査結果、QIPs及び優先復興事業計画（プログラム無償）の選定結果及び案件リスト（優先順位付）、案件概要、標準設計図、概算額、環境社会配慮調査結果

提出時期：2015年9月下旬

部数：和文要約5部、英文20部

3) インテリムレポート1 (IT/R1)

記載事項：調査進捗状況

提出時期：2016年4月

部数：和文要約5部、英文20部

4) インテリムレポート2 (IT/R2)

記載事項：調査進捗状況

提出時期：2016年11月

部数：和文要約5部、英文20部

5) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

記載事項：QIPsの評価を含むプロジェクト結果の全体成果等

提出時期：2017年4月

部数：和文要約5部、英文20部

6) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：プロジェクト結果の全体成果等

提出時期：2017年6月

部数：和文要約30部、英文30部

電子データ版：4セット (8-(4)で示す仕様でPDF化し、CD-ROMにインストールしたもの。)

各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの成果品については各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。

また、各レポートのネパール政府への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成しJICAに提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(2) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで PDF 化し、プロジェクト終了後、JICA に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方政府との各プロジェクト報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会・セミナーにおける議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ネパール国事務所におけるミーティングについても、同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配付資料 (各レポートの和文要約含む) を JICA に提出すること。配布資料の確認の結果、修正が必要となった場合には、速やかに対応を図るものとする。

2) 業務報告書

JICA の規定により、プロジェクト業務日誌を添付した月例のプロジェクト業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

3) 各種計画 (最終成果品提出時)

- カトマンズ強靱化計画 : 英文 15 部
- シンドパルチヨーク郡復旧・復興グランドデザイン : 英文 15 部
- ゴルカ郡復旧・復興グランドデザイン : 英文 15 部

4) デジタルデータファイル

- 衛星画像又は航空写真 (カトマンズ盆地 (50cm 以下解像度) 及び地方郡 (150cm 以下解像度))
- 1/10,000 デジタル (カトマンズ盆地) 地形図データ (一部 1/5,000) : 2 セット (先方政府へ 1 セット)
- 1/10,000 デジタル (カトマンズ盆地) GIS 基盤データ (一部 1/5,000) : 2 セット (先方政府へ 1 セット)
- 1/10,000 デジタル (カトマンズ盆地) PDF 版 (一部 1/5,000) : 2 セット (先方政府へ 1 セット)
- ハザードマップ (地方郡) : 2 セット (先方政府へ 1 セット)

5) 住民配布用モデル住宅パンフレット

モデル住宅の普及・展開を目指した住民パンフレットを作成し、JICA に提出する。作成費用については百万円を定額計上する。

内容 (例) : モデル住宅の建設に要する資材、建設手順、建設における留意点等

提出時期 : 2015 年 11 月

部 数 : 1,010 部 (うちネパール国政府関係機関へ 1,000 部)

6) 研修用映像

モデル住宅の普及・展開を目指した研修用映像を作成し、JICA に提出する。なお、作成費用については2百万円として定額計上する。

内容(例)：モデル住宅の建設に要する機材の紹介、建設手順及び留意点の説明等

提出時期：2015年11月~12月

部 数：データファイル2セット(先方政府へ1セット)

7) 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを JICA (現地活動の場合は JICA ネパール国事務所も含む) に速やかに提出する。

8) 業務用調査資機材等取得明細表

プロジェクト実施に必要な調査用資機材を取得した際には、別途定める様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

9) 広報用資料

本プロジェクトの概要と成果の普及のための広報資料を動画(長さは10分程度を想定)及び英文の概要紹介パンフレット(編別構成(全体概要、学校の強靱化、住宅の強靱化(いずれも都市部、地方部併せて)、都市の強靱化、インフラの強靱化、地域性・ジェンダー配慮など6編程度)写真、図等込で、3-4ページ程度)にて作成し、JICA に提出する。構成、内容については、JICA とよく協議をした上でネパール側と調整し決定する。広報用資料の作成は再委託を可能とし、現段階で提案可能な内容をプロポーザルにて提案すること。なお、作成費用については百万円として定額計上する。

内容(例)：

- 背景、地震の被害、対象地域の概要、目的
- 復旧・復興の進捗、実施手順
- プロジェクトの活動、成果
- 教訓

提出時期：ドラフトファイナル、ファイナルレポートの提出時

部 数：パンフレット(8ページ)、300部(うちネパール国政府機関へ150部)

動画 CD-R 6部(うちネパール国政府関係機関へ4部)

10) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

- 1) 各種報告書及びプロジェクト実施報告書についての策定仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。また、資料編の打ち出しが大部になる場合は電子データの提出のみとして差し支えない。
- 2) 最終報告書の印刷仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒

体に関するガイドライン」のとおりとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(5) 各種報告書策定における留意点

- 1) 各種報告書においては、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文についても十分なネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。
- 2) 各種報告書のネパール政府への説明・協議に際しては、事前に報告書(案)を JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各種報告書表紙の裏面には、調査時に用いた適用年月日を記載すること。略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- 4) 各種報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 5) 各種報告書の策定にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うこと。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は、2015年7月上旬より開始し、2015年7月中にインセプションレポート、2015年9月下旬までにプログレスレポート（プログラム無償の内訳暫定確定）、2016年4月中にインテリムレポート1、2016年11月中にインテリムレポート2、2017年4月中にドラフトファイナルレポート、2017年6月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

	2015年						2016年						2017年											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
成果1	■																							
成果2	■						■						■						■					
成果3	■			---																				
成果4	■		■																					

2. 業務の目途

(1) 業務量の目途

総計：約 150MM

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。以下に、成果毎にチームを編成した場合の団員構成例を示す。成果、あるいは地域、スキーム毎のチーム分けが考えられるが、調査期間中は、チーム相互に密に連携して業務を進めること。

成果1：復旧・復興のグランドデザインの策定

【カトマンズ盆地強靱化計画】

- 1) 全体総括/復旧・復興計画（1号）
- 2) 強靱化計画/行政組織
- 3) 土地利用計画
- 4) 都市計画・開発管理制度
- 5) 災害評価/防災計画1
- 6) 道路/橋梁計画
- 7) 上下水道計画
- 8) 観光・文化財復旧計画

- 9) 社会配慮/ジェンダー1
- 10) デジタル地形図作成/GIS1
- 11) 環境社会配慮
- 12) 業務調整/援助協調/研修計画 1

【地方郡復旧・復興】

- 1) チームリーダー/地方復旧・復興 1 (2号)
- 2) 地方復旧・復興 2
- 3) 地方行政/組織計画 1
- 4) 地方行政/組織計画 2
- 5) コミュニティ開発 1
- 6) コミュニティ防災 1
- 7) 災害評価/防災計画 2
- 8) 災害評価/防災計画 3
- 9) 社会配慮/ジェンダー2
- 10) デジタル地形図作成/GIS2
- 11) ハザードマップ作製
- 12) 業務調整/援助協調/研修計画 2

成果2：耐震建築ガイドライン作成及び普及

- 1) チームリーダー/耐震建築・構造物 (2号)
- 2) 建築・構造物リスク評価
- 3) 耐震関連法制度
- 4) 構造計算
- 5) モデル耐震住宅/学校建設
- 6) コミュニティ開発 2/技術普及
- 7) 住宅補助制度
- 8) 業務調整/援助協調/研修計画 3

成果3：優先復興事業計画（プログラム無償）の形成（カトマンズ盆地及び地方郡）

- 1) チームリーダー/復旧・復興事業 (2号)
- 2) 公共施設建設計画 1
- 3) 公共施設建設計画 2
- 4) 給水施設復旧計画
- 5) 道路・橋梁復旧計画 1
- 6) 道路・橋梁復旧計画 2
- 7) 配電整備計画/配電附帯施設設計

- 8) 施工・調達計画/積算 1
- 9) 施工・調達計画/積算 2
- 10) 環境社会配慮/自然条件調査
- 11) 業務調整/援助協調/研修計画 4

成果 4：優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施（地方部）

- 1) チームリーダー/QIPs（2号）
- 2) 生活環境向上活動（瓦礫処理含む）
- 3) 公共施設建設計画/設計 1
- 4) 公共施設建設計画/設計 2
- 5) 生計向上（農業/観光）1
- 6) 生計向上（農業/観光）2
- 7) 住民参加/組織強化
- 8) 社会配慮/ジェンダー3
- 9) 施工・調達計画/積算/実施監理 1
- 10) 施工・調達計画/積算/実施監理 2
- 11) 業務調整/援助協調/研修計画 5

注 1) 成果 1 及び成果 4 について、担当分野で親和性のあるものについては同じ団員が兼務することが望ましい。

注 2) 成果 3 に係る団員については、プログラム無償が立ち上がった後、実施監理を担当する可能性がある。

注 3) 「コミュニティ開発」団員については、ネパール語が話せる人材であることが望ましい。

3. 現地再委託

本プロジェクトを遂行する上で必要な調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に現地再委託して実施することができる。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

現段階では以下の再委託を可能とする。

- 衛星画像購入又は航空写真撮影
- デジタル地形図作成のための現地調査・現地補測
- 社会調査（コミュニティプロファイル調査）
- 住民配布用モデル住宅パンフレット作成
- 研修用映像作成
- 広報用資料
- プログラム無償を念頭においた自然条件調査（ボーリング調査、地質調査）（現時点では具体的な調査内容は不確定であるため、積算においてはボーリング調査と地質調査合せて 30 百万円を定額計上しておくこと）

4. ネパール政府の便宜供与

2015 年 6 月に本プロジェクトの Record of Discussion を合意予定であるため、通常の開発調査と同様の便宜供与を想定すること。ただし、地方部においては、当面のオフィススペースの確保等は自前で行うことを想定し、既述の通り、そのための費用、オフィスのセットアップ等に 10 百万円を計上すること。

5. 配布資料／参考資料

(1) 配布資料

- ネパール第二次現地調査報告
- ネパール無償対応状況（5 月 7 日現在）
- 150604 プログラム無償参考資料
- ネパールセンサス 2011-Vol1
- ERRA(パキスタン地震の際に立ち上げられた復興・復旧機関)の Rural Housing 建設ガイドライン
- 防災基礎情報収集確認調査
- ネパール建築基準（一式フォルダに格納）
- 他ドナーの Building Code 分野支援（一式フォルダに格納）
- 150513 土木学会発表資料（公表資料一式フォルダに格納）
- ネパール国カトマンズ盆地地震防災情報収集・確認調査報告書
- カトマンズ盆地地震防災対策計画調査最終報告書
- ゴルカ郡関係地図（一式フォルダに格納）
- シンドパルチョーク関係地図（一式フォルダに格納）
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領
- その他

(3) 参考資料

- ネパール国カトマンズ盆地地震災

- 害対策計画調査 最終報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004846.html>
- ネパール国カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト詳細計画調査結果報告書
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/162c004909601d2f49257d65001eea0c/\\$FILE/%E3%82%AB%E3%83%88%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%82%BA%E7%9B%86%E5%9C%B0%E5%9C%B0%E9%9C%87%E7%81%BD%E5%AE%B3%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%82%A2%E3%82%BB%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/162c004909601d2f49257d65001eea0c/$FILE/%E3%82%AB%E3%83%88%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%82%BA%E7%9B%86%E5%9C%B0%E5%9C%B0%E9%9C%87%E7%81%BD%E5%AE%B3%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%82%A2%E3%82%BB%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf)
- ネパール連邦民主共和国カトマンズ盆地地震防災情報収集・確認調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12230009.pdf>

6. その他

(1) プロジェクト向け調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。

また、資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

調査用資機材については、コンサルタントが管理を行い、プロジェクト終了時に JICA と協議し、先方実施機関に引き渡すものと JICA ネパール事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

(2) 機材管理上の留意点

調査用資機材については JICA に所有権があることから、所定の様式に台帳記入し、JICA に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、JICA ホームページ調達情報（お知らせ）を参照。

また、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（平成 24 年 4 月）」

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201204_guide.pdf）に則った調達を行い、調達した機材については契約締結後に契約書（写し）を添付のうえ、選定経緯、入札結果について JICA に報告すること。

(3) JICA による機材調達

本プロジェクトでは JICA による機材調達を現段階では想定していないが、プロジェクト実施中に特定の機材が必要と判断された場合、コンサルタントは調達機材についてその仕様をネパール政府及び JICA と協議しつつ決定し、調達に係る支援を行う。また、納品・検収・管理状況を記録したデータを作成し、常にその管理状況を明らかにすることに協力する。

(4) セミナーやワークショップの開催

受益者のニーズの把握、関係者の意見の集約等を目的としたセミナー等を開催する場合は、開催に必要な経費を見積りに計上すること。セミナーの規模、回数はカトマンズで 100 人参加×4 回、シンドパルチョーク及びゴルカについては、各々 50 人×4 回を想定し、本見積りに計上する。

(5) QIPs 及び現地再委託見込み分にかかる費用の扱い

本プロポーザルにおいて、QIPs 実施に係る現地再委託見込み分費用を、40 百万円として定額計上する。ただし、実際の実施の判断は JICA と協議の上決定する。

(6) QIPs の品質管理及び瑕疵検査

QIPs については、コンサルタントは完工時に品質及び成果の確認を行い、JICA に報告することとする。

QIPs による施設完工後、本プロジェクト契約期間満了時までの間についてはモニタリング期間とし、必要に応じて現地調査を行い、施設の状態について診断・評価を行う。現地調査を行った場合は、モニタリング調査結果報告書（簡易製本）を作成し、JICA に提出する。

なお、JICA への完工に係る報告以降コンサルタントの責によらない瑕疵が生じた場合は、対応に係る費用に関しては JICA が負担することとする。本対応の要否は、JICA と良く相談をして確認する。

(7) 国内支援委員会

本プロジェクトについては、有識者等からなる国内支援委員会を設置することを想定している（6 月末に決定予定）。

(8) 複数年度契約

本業務は、複数年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(9) 安全管理及び事務所との連絡体制

現地作業期間中は、安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、各専門家の移動日程及び移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

(10) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

